

勧 誘 方 針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次の通り定め、これに基づいて販売活動を行います。

1 各種法令を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- お客さまへの適切な勧誘・販売を確保するため、社内の管理体制を整備し、研修に取り組みます。
- お客さまに関する情報は、適切な管理・取扱いを行います。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢 15 歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額の設定に注意を払い、保険金の不正取得防止に努めます。

2 お客さまの意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます

- お客さまの意向を把握し、商品やサービス等に関するお客さまの知識、経験、財産状況、購入目的等を総合的に勘案、お客さまの意向と実情に沿った商品を選択頂ける様、保険商品やサービスの説明を通じ適切に情報を提供する様、努めます。
- 保険商品やサービス等の説明にあたっては、お客さまと直接対面しない販売方法で行う場合も含め、販売形態に応じ、お客さまに分かりやすい説明となる様、工夫します。また、高齢のお客さまには、より丁寧に説明する等、理解頂きやすいものとなる様、努めます。
- 保険商品販売やサービス提供は、時間帯や場所、方法等に十分配慮します。

3 お客さまに満足頂けるサービス提供に努めます

- お客さまからの問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応する様、努めます。
- 保険事故が発生した場合、保険金等の請求について分かりやすく丁寧に案内し、迅速かつ適正な保険金支払いに努めます。
- お客さまから頂く様々な声を収集し、商品開発、サービス提供、保険商品販売に活かして参ります。
- 個人・中小企業・大企業それぞれのセグメントのお客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し、事前に予防するための『アクティブケア（一步先の心遣い）』のコンセプトに基づくサービスの提供に努めます。